

総社市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月15日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第21号

総社市財産規則の一部を改正する規則

総社市財産規則（平成17年総社市規則第46号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第22条関係）				別表（第22条関係）			
設置場所		物品出納員	委任事務	設置場所		物品出納員	委任事務
略				略			
総合政策部	略			総合政策部	略		
	市政情報課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部		市政情報課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部
	人口増推進室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部				
略				略			
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。